

令和8年9月11日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	的場、菊池
内 線	4 1 3 3、4 1 3 7
直 通	2 2 6－7 4 6 3

建設業法による指示処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（指示処分）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ワンセット	代表者氏名	さとみ たかし 里見 貴志
主たる営業所の所在地	岡山市南区松浜町3-22		
許可番号	岡山県知事許可（般-5）第26848号		
許可を受けている建設業の種類	電気工事業		

2 処分をした日

令和8年9月10日

3 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- （1）今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- （2）社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。
- （3）建設工事の安全確保に関する関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- （4）上記（1）～（3）について、貴社が講じた内容を文書により報告すること。
（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、貴社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）

4 処分の原因となった事実

株式会社ワンセット及び同社の役員は、同社の業務に関し労働安全衛生法に違反したことにより、令和8年6月22日に岡山簡易裁判所から、それぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。